Ｂ　①有限会社シー・アイ・シー　②第３種旅行業　③香川県知事登録旅行業第３―199号　④有限会社シー・アイ・シー　香川県高松市新北町14番27号　代表取締役　木村誠　⑤有限会社シー・アイ・シー本店　香川県高松市新北町14番27号　⑥平成11年９月６日　⑧平成26年９月５日　⑩300万円　⑪香川県知事　⑫香川県高松市新北町14番27号　有限会社シー・アイ・シー　代表取締役　木村誠

Ｂ　①旅行研究所（タビケン）　②第３種旅行業　③佐賀県知事登録旅行業第３―53号　④旅行研究所（タビケン）　佐賀県佐賀市松原四丁目６番25号　代表　徳島敏弘　⑤旅行研究所（タビケン）本店　佐賀県佐賀市松原四丁目６番25号　⑥平成11年８月５日　⑧平成26年８月７日　⑩250万円　⑪佐賀県知事　⑫佐賀県佐賀市松原四丁目６番25号　旅行研究所（タビケン）　代表　徳島敏弘

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 10 月 1 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社アイエムツーリスト　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―352号　④株式会社アイエムツーリスト　京都市右京区西京極南大入町90番地１　代表取締役　石田忠夫　⑤本社営業所　京都市右京区西京極南大入町90番地１　⑥平成２年８月22日　⑦平成26年８月22日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①コープ熊本学校生活協同組合　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３―138号　④生活協同組合くまもと（合併前、コープ熊本学校生活協同組合）水俣市古賀町一丁目１番１号　代表理事　吉永章　⑤本社営業所　上益城郡益城町古閑107番地１　⑥平成５年４月21日　⑦平成26年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①富山交通株式会社　②第２種旅行業　③富山県知事登録旅行業第２―195号　④富山交通株式会社　富山市双代町２番１号　代表取締役　土田英喜　⑤本社営業所　富山市双代町２番１号　⑥平成７年11月30日　⑦平成26年７月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ジェットホリディ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―1476号　④株式会社ジェットホリディ　大阪市天王寺区南河堀町８番13号天王寺ＭＩＹＯ205　破産管財人　石橋徹也　⑤本社営業所　大阪市天王寺区南河堀町８番13号天王寺ＭＩＹＯ205　⑥平成３年１月14日　⑦平成26年５月14日　⑧260万円　⑨1300万円

Ａ　①株式会社舞鶴海友クラブ（京都エージェンシー）　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２―413号　④株式会社舞鶴海友クラブ　舞鶴市字北吸1039番地　代表取締役　堀澤昌弘　⑤本社営業所　舞鶴市字北吸1039番地　⑥平成５年８月２日　⑦平成26年８月12日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①茨城県西観光自動車株式会社　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―211号　④茨城県西観光自動車株式会社　結城市大字結城528番地　代表取締役　前場文江　⑤本社営業所　結城市大字結城528番地　⑥昭和50年８月25日　⑦平成26年８月21日　茨城県知事登録旅行業第３―211号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①植松観光株式会社　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―108号　④植松観光株式会社　つくば市北条4359番地３　代表取締役　植松保　⑤本社営業所　つくば市北条4359番地３　⑥昭和35年11月４日　⑦平成26年８月18日　茨城県知事登録旅行業第３―108号　⑧160万円　⑨1100万円

以上７件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 10 月 1 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社マイランド　②東京都知事⑴91717　③代表取締役　大谷光彦　④東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　株式会社マイランド　代表取締役　今井康

①スカイ　②長野県知事⑵4868　③代表　北嶌喜久子　④長野県長野市安茂里小市１―17―22　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県長野市安茂里小市１―17―22　スカイ　北嶌喜久子

①森川ライフ・プランニング　②兵庫県知事⑴第500192号　③森川邦祐　④兵庫県たつの市揖保川町神戸北山223―73　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県たつの市揖保川町神戸北山223―73　森川ライフ・プランニング　森川邦祐